政　令

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局」を「内部部局等」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　内部部局等

第二章第一節の節名中「及び局」の下に「並びに放射性物質汚染対処技術統括官」を加える。

第十条第一項中「三人」を「四人」に改める。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7　第十条第一項の参事官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十六号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表　消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数 五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上
団長	二三九千円	三四四千円	四五九千円	五九四千円	七七九千円	九七九千円
副団長	二二九	三二九	四二九	五三四	七〇九	九〇九
分団長	二一九	三一八	四一三	五一三	六五九	八四九
副分団長	二一四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九
部長及び班長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四
団員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九

備考

一　階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二　勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三　勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省厚生労働省令第一号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十二条の規定に基づき、救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月七日

文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　田村　憲久